

公 募 要 領

令和 7 年度

子ども科学技術人材育成事業

令和 7 年 3 月

沖縄県

沖縄県では、将来の沖縄県の科学技術、産業の振興を担う科学技術人材の育成に寄与することを目的に、「令和7年度子ども科学技術人材育成事業」を委託業務として実施します。

今回の公募では、子どもの成長段階に応じた多様な科学体験プログラム等の実施に係る企画提案を、以下により募集します。受託を希望される方は、内容を確認の上、企画提案書を提出してください。

なお、本公募は、令和7年度当初予算の可決及び沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の事前手続であり、予算成立及び交付決定の後に効力を生じるものです。県議会において当初予算が否決又は変更があった場合、国交付金の交付決定がなされなかった、又は交付決定額に変更があった場合は、契約の一部または全部を締結しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 委託業務の名称

令和7年度子ども科学技術人材育成事業委託業務

2 目的

OIST等の高等教育機関、研究機関、企業等との連携により、子どもの成長段階に応じた多様な科学体験プログラム等を実施し、科学技術への興味・関心や科学的思考の向上に繋げる取組を創出することで、将来の沖縄県の科学技術、産業の振興を担う科学技術人材の育成に寄与することを目的とする。

3 委託業務の期間等

令和7年度（1年間）

契約締結の日から令和8年3月13日

※事業終了後も、追跡調査・評価に協力頂く場合があります。

4 委託業務の内容

(1) 県内の子どもの成長段階に応じた多様な科学体験プログラムの実施

ア ハイレベル型体験プログラム

イ ボトムアップ型体験プログラム

(2) 科学イベントの実施

小学生向けボトムアップ型科学イベントの実施

(3) キャリア教育プログラムの実施

(4) 特設サイトやSNS等を用いた広報

ア 当該事業で実施する科学体験プログラム及び科学イベントの広報

イ 科学技術の普及啓発及び学習等に関連する県内イベント等の情報集約及び発信

(5) OIST、琉球大学、国際海洋環境情報センター（GODAC）との連絡会の運営

※詳細については、委託業務仕様書を参照

5 予算額及び経費限度額

40,110,000 円以内（消費税及び地方消費税込み）

※企画提案公募のため提示した金額であり、契約金額と一致しない場合があります。

※なお、県の予算措置を前提としていることから、予算化の状況等により変更となることがあります。

6 参加資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人とします。

(1) 沖縄県内に事業所（支店、営業所含む）を有する法人であること。

(2) 子どもたちを対象とするイベント等を企画開催した実績があるか、科学体験プログラムを実施する能力（※）があると認められること。

※ 「科学体験プログラムを実施する能力」について、当事業では次の 2 点が確実かつ円滑に実施できることを指します。

ア 最先端の研究等の講習・体験

イ 科学実験（実験結果の取りまとめ等）の体験

※申請を考えている者単独では困難な場合、共同企業体による申請で上記を満たす体制を構築すること。

(3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

＜参考＞地方自治法施行令第167条の4第1項（抜粋）

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(5) 国税及び県税を滞納しない者であること。

(6) 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 35 号）第 6 条に基づき、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(7) 提出書類の受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び沖縄県財務規則による制約が課せられ、様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。

(9) 委託契約終了後も、事業評価等に責任をもって対応することができること。

(10) 応募は、単独に限らず共同企業体も可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体の場合は、共同企業体の中に管理法人を置くものとする。

イ 管理法人は、本業務の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とする。

ウ 管理法人は以下の要件を満たす事を必須とする。

① 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

② 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

③ 当該委託業務契約後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任をもって対応することができること。

エ 共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の管理法人が応募を行なうこと。

オ 共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者(管理法人)、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。

カ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(4)～(9)要件を満たすこと。

キ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(1),(2),(3)要件を満たすこと。

(11) 本業務を履行できる体制が整備されていること。

(12) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(13) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っているほか、労働関係法

令を遵守していること。

- (14) 沖縄県情報セキュリティ基本方針及び対策基準をはじめ、その他組織に適用されるセキュリティポリシー等を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じていること。

7 応募方法

(1) 提出書類

公募要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送にてご提出ください。

提出書類	様式	主な記載内容
1. 企画提案応募申請書	様式 1	申請者、連絡先、参加資格要件説明等
2. 企画提案説明書	様式 2 要約版、本文	企画提案の詳細内容 ※企画選定審査時にプレゼンテーションをして頂く資料となります。
3. 事業計画書	様式 3	業務スケジュールの確認
4. 経費見積書	様式 4 ※記入例参照	見積書金額（経費科目別内訳）
5. 実施体制資料	様式 5 ※記入例参照	組織体制、役割等 類似した委託業務の活動実績 ※共同企業体での提案の場合は、 共同企業体協定書（写）も提出すること。（任意様式）
6. 法人概要	任意様式（A 4）	法人の概要がわかるもの（法人目的、 資本金、活動内容等の記載のある資料 又は組織概要パンフレット等）
7. 誓約書 社会保険に加入義務がないことについての申出書	様式 6 様式 6－2 ※該当の場合のみ	参加資格の確認 参加資格要件確認書類についても添付 ※社会保険に加入義務がない場合は 「（様式 6－2）社会保険に加入義務がないことについての申出書」を提出すること。
8. 添付資料	任意様式（A 4）	・参加資格要件確認書類 ・直近 2 年事業年度の決算報告書又はこれに類する書類 ・履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）

(2) 提出期限及び部数

- ・提出部数：提出書類 1～6 各 7 部（正本 1 部及びコピー 6 部）
提出書類 7～8 各 1 部 ※様式 6－2 は該当する場合のみ提出
- ・提出期限：令和 7 年 4 月 9 日（水）16：00（必着）

(3) 提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県企画部科学技術振興課 担当

電話 (098)866-2560 FAX (098)866-2799

- ・企画提案は、1 事業者 1 件とする。
- ・上記 7 (1) の各書類を A 4 タテのフラットファイルに番号順に並べてページを振り、ファイリングし、持参または送付により提出すること（FAX 及び電子メールによる提出は受け付けない）。
- ・送付の場合は、受領の確認がとれる手段をとること（簡易書留等）。

(4) 不受理及び無効に関する事項

ア 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。

それ以外の言語及び通貨を用いる書類は受理できません。

イ 応募資格を有しない者の提案、又は事実と異なる内容の提案など、不備がある提案書は受理できません。

ウ 提案書に不備があり、提出期限までに整備できない場合は、提案を無効とさせていただきます。この場合、書類を返却いたします。

8 対象経費

(1) 経費の区分

ア 本事業の対象経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果のとりまとめに必要な経費であり、原則として以下の経費が対象となります。

経費項目		内容
A 人件費（直接経費）	1 労務費 （雇用職員）	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給与等
B 事業費（直接経費）	1 旅費 （雇用職員）	雇用職員が事業を行うために必要な旅費（国内外出張、打ち合わせ等）
	2 費用弁償 （外部依頼）	外部委員等を招聘するために必要な航空運賃、宿泊費その他滞在に係る経費
	3 謝金	外部講師等への謝金
	4 消耗品費	事業に必要な物品購入のための経費 ※当事業のみで使用され、1 件あたり単価が 3 万円未満、又は使用可能期間が 1 年未満のもの

	5 印刷製本費	事業で使用するチラシ、パンフレット、事業成果報告書等の印刷製本に要する経費
	6 役務費	事業に必要となる郵便料、運送代、通信・電話料、保険料等の経費
	7 使用料	事業実施に必要な会場の使用や、バスの借上げ、機械器具等のレンタルに要する経費
	8 その他必要経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの ※県と要調整
C 再委託費・外注費		県との取決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他者に行わせる（委任又は準委任する）ために必要な経費
D 一般管理費		委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費。 (労務費を含む直接経費（再委託費・外注費は対象外）×10%以内で計上する(小数点以下切り捨て))
E 消費税		(「A 人件費」+「B 事業費」+「C 再委託費・外注費」+「D 一般管理費」)×10/100

イ 備品購入費、お土産代、振込み手数料、他団体への負担金等の計上は認められません。

ウ 積算は、単価、個数等が分かるようにしてください。

エ 各見積単価は、根拠とした基準又は業者見積等を記載してください。

オ 労務費単価は、根拠とした算出方法（「委託事業事務処理マニュアル：経済産業省大臣官房会計課 R3.1 月」等参考）を記載し、法人独自の受託業務に係る単価規程等を根拠としている場合は、その単価の積算方法及び根拠とした基準資料を添付してください。

カ 一般管理費を計上する場合は、以下により積算してください。

【一般管理費積算基準】

直接経費（A 人件費＋B 事業費（再委託費・外注費は対象外））×10%以内

(2)経費の内容

応募時には、実施期間中における所要見込額を積算していただきますが、実際に支出できる経費の額は、採択後、審査結果等に基づき協議の上決定しますので、あらかじめご了承ください。

(3)経費処理について

節減に努めつつ、効率的に業務を実施し、適正に経理処理を行う必要があります。

(4) その他

ア 経費算定の対象は、原則として委託期間中に委託業務を行うにあたって発生し、かつ、支払われる経費とし、委託期間外に発生又は支払われる経費は認めないものとします。ただし、委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託期間終了日の翌月末日までのものは経費精算対象とします。

イ 委託事業の実施期間の終了日までに実績報告書を県に提出いただき、原則、委託金額の確定後に精算払いとなります。

9 企画選定

(1) 選定方法

企画提案書及び関係書類を提出後、当該企画提案内容について、選定委員会にて審査して委託業者を決定し、その結果を応募者へ通知します。

(2) 選定委員会

審査については、沖縄県庁内に設置される選定委員会において、企画提案者によるプレゼンテーションを実施して行われます。

ただし、応募者が5者以上ある場合は、科学技術振興課にて第一次審査（書面審査及び評価）を行い、第一次審査の上位者4者程度について選定委員会にて審査することになります。

審査は、各審査項目の合計得点が高い方を上位として順位付けをし、最も得点が高い者を委託候補者として選定します。なお、合計点が委員全員満点の6割に満たない場合は順位付けを行いません。

委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。また、提出された提案書等は返却しません。

(3) 企画提案内容

審査は主に次の項目について行われます。

ア 企画提案内容

- ・ 目的達成に向けた科学プログラムの取組（方向性、分野等）となっているか。
- ・ 積算基準及び算定が適切であり、事業実施における経済性が見込める内容になっているか。
- ・ 事業効果や、事業終了後の展開が期待できる内容になっているか。

イ 遂行能力

- ・ 事業実施に必要な体制、役割が明確であり、関係機関（大学、研究機関等）との連携体制が確保されているか。
- ・ 類似した業務の高い成果実績、又はその能力を有しているか。

(4) スケジュール（予定）

令和7年3月11日（火）	公募開始	
3月28日（金）	質問締切	12:00（時間厳守）
4月9日（水）	企画提案書提出期限	16:00（時間厳守）
4月18日（金）	審査（プレゼンテーション）	
4月下旬	委託業者決定（予定）	

10 採用された企画提案書の取扱

- (1) 採用された企画提案書の取扱いについては、事業実施にあたって参考にするものとし、別途協議の上で、実施計画書を作成する。
- (2) これに伴い、予算または諸般の事情により必要が生じた場合には、計画内容等の変更を行うことが出来るものとする。

11 契約について

(1) 契約の締結

企画選定第1位選定者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択条件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

県と第1位選定者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

(2) 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要があります。なお、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する場合があります。

＜参考＞契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 留意事項

応募に当たっては、次の項目に留意してください。

- (1) 手続及び申請書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書等の作成に要する経費、企画公募に参加する経費等については、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限後の企画提案書等に関する記載内容の変更、追加資料の提出は認めない。
- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県企画部科学技術振興課と受託業者とで別途協議して決めることとする。

13 質問事項について

本業務の内容及び契約に関する質問等については、次の期間にEメール、FAXにて受け付けします（日本語のみ）。※電話でのご質問には応じられません。

「令和7年度子ども科学技術人材育成事業委託業務 提案に係る様式集」の質問書（様式7）に質問内容を記載のうえ、後述「(2)宛先等」あてへ送付してください。

回答は随時ウェブページに掲載いたします。

なお、審査の経過等に関する問い合わせには応じられません。

- (1) 質問受付期間：令和7年3月11日（火）から令和7年3月28日（金）12：00（必着）まで
- (2) 宛先等：次のとおり

科学技術振興課科学振興班 令和7年度子ども科学技術人材育成事業 担当

電話番号 098-866-2560、FAX 番号 098-866-2799
Eメール<aa012100@pref.okinawa.lg.jp>